

## 第3章 循環型社会の推進

### 第1節 一般廃棄物\*<sup>1</sup>の減量化とリサイクル推進

#### 1 プラスチックごみ対策の強化【循環社会推進課】

##### (1) プラスチック代替製品の利用促進

プラスチック資源循環促進法が施行されるなど、プラスチックごみ対策が急がれる中、令和5年度から紙や木、バイオマスプラスチックなどのプラスチック代替製品を導入する事業者に対し、費用の一部を補助してきました。

県民がプラスチック代替製品を身近なものとして使用できる環境づくりを推進し、使い捨てプラスチック削減意識の醸成を図ります。

##### (2) マイボトル運動の展開

令和元年度より、ペットボトル等の使い捨てプラスチックに代わり、水筒やタンブラー等の利用を推進する「マイボトル運動」を展開しています。

持参したマイボトルに購入した飲料を提供してくれる県内飲食店等を「マイボトル運動協力店」として県ホームページで紹介しており、令和7年11月末現在、77店舗に協力をいただいています。

令和3年度からは、マイボトル利用推進に取り組む県内企業・団体等を「マイボトル運動推進サポーター」として登録しています。令和8年1月末現在、136団体に登録をいただいています。

令和5年度から、6月を「マイボトル推進月間」

として、パネル展示や街頭PR、WEB広告の実施などにより、啓発を強化しています。



マイボトル推進月間・マイボトル運動ちらし

##### (3) 脱プラスチック生活の取組推進

家庭でできる使い捨てプラスチックを極力使わない生活の意識付けを図るため、マイバックの持参や洗剤などの詰め替え用製品の購入、量り売りによる購入など、プラスチックごみ削減の取組み事例をパンフレットや県ホームページ、出前講座などの機会に紹介しています。

#### 2 食品ロス削減の推進【循環社会推進課】

##### (1) 「おいしいふくい食べきり運動」の実施

県では、食品廃棄物の減量化と食品ロスの削減のため、全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」を実施しています。

「おいしいふくい食べきり運動」を進めるため、平成25年度から消費者団体である福井県連合婦人会と協働して啓発活動を行っており、飲食店や企業に対する働きかけ、地域イベントでの住民への啓発、保育園での食べきり運動学習会などを実施しています。

また、本県が事務局を担う「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」において、「情報共有・

発信」と「全国共同キャンペーン」を実施しています。「情報共有・発信」として、各自治体が発行している食品ロス削減のための取組み事例を会員自治体に共有しているほか、「全国共同キャンペーン」として、10月には家庭での「おいしい食べきり」を、12月から1月には、外出時の「おいしい食べきり」を呼びかけています。

今後も、協議会参加の自治体や県内の市町、団体、民間企業とも協力し、幅広い世代に対して「おいしいふくい食べきり運動」の普及啓発を進めていきます。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (2) フードロスマイスターの養成

県では、令和3年度から「使いきりレシピ」や「冷蔵庫収納術」の講座を開催し、食品ロスについての知識や削減方法のノウハウを習得した人を「フードロスマイスター」として養成しています。現在まで「フードロスマイスター」の認定数は着実に増加しており、引き続き食品ロス削減のための知識等を習得した県民を増やす取組みを進めていきます。

### (3) てまえどりの推進

売れ残りによる食品ロス削減のため、県では、商品棚の手前にある消費期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえどり」を推進しています。県民に広く普及するよう、令和5年度から、県内スーパー等の小売事業者に県独自のポップやポスター

を配布しています。また、県民に対して「消費期限」「賞味期限」の正しい理解についても啓発をしています。



てまえどりポップ

## 3 一般廃棄物\*1の削減とリサイクル推進

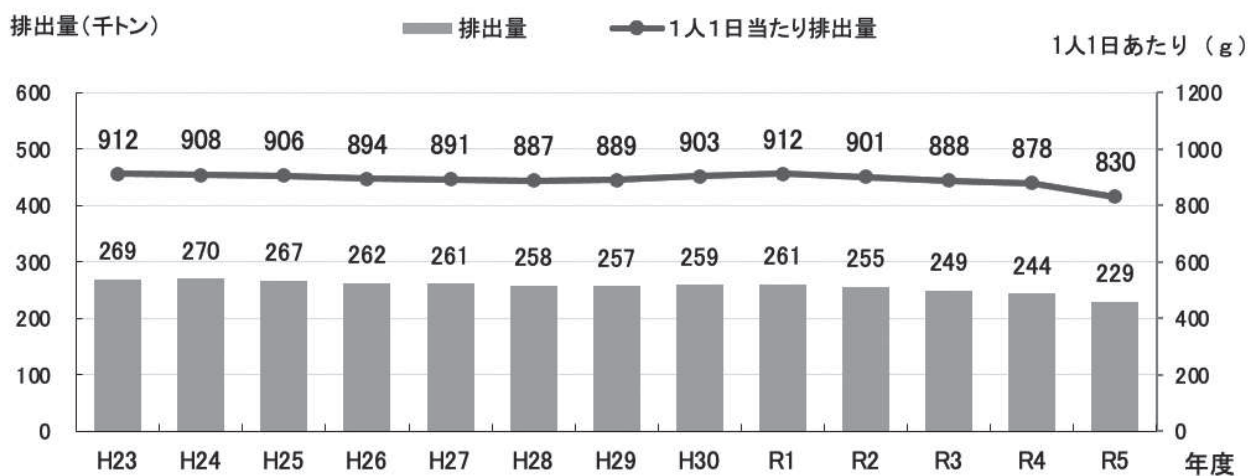
### (1) 一般廃棄物の状況【循環社会推進課】

#### ① ごみの排出量

県内のごみ総排出量は令和5年度において22万9千t、1人1日当たりは830gであり、前年度と比較すると、総排出量は15,123t（約7%）減少しており、1人1日当たり排出量は48g減少しています。

令和5年度においては、生活系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）が10,999t、事業系ごみ（事業所から排出される一般廃棄物）は4,124t減少しました。

図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移



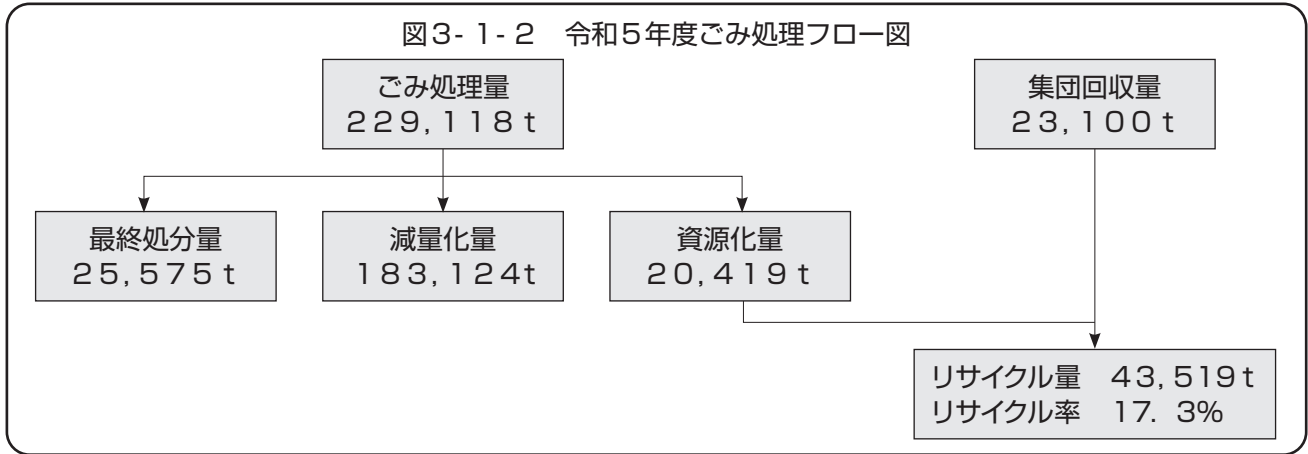
\*1一般廃棄物：廃棄物処理法において、産業廃棄物以外のものと定義されており、具体的には、ごみ（生活系ごみと事業系ごみに区分）やし尿などを指します。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他について廃棄物処理法で定められています。

② ごみの処理状況

市町(一部事務組合を含む。)では、通常、収集されたごみを、資源化、焼却、破碎等の中間処理\*2をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

令和5年度に市町が収集し、処理されたごみ22万9千tのうち、資源化された「資源化量」は2万t、焼却等で減量化された「減量化量」は18万3千t、埋め立てられた「最終処分量」は2万6千tでした。



分野別施策の  
実施状況

③ リサイクルの状況

令和5年度に市町において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は、2万1千tとなっています。

がリサイクルにまわされ、リサイクル率は17.3%となっています(令和4年度:17.1%)。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万3千tとなっています。

リサイクル率は、全国と比べて低い結果となっており、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取組みが必要となっています。

市町における資源化と集団回収を併せた4万4千t

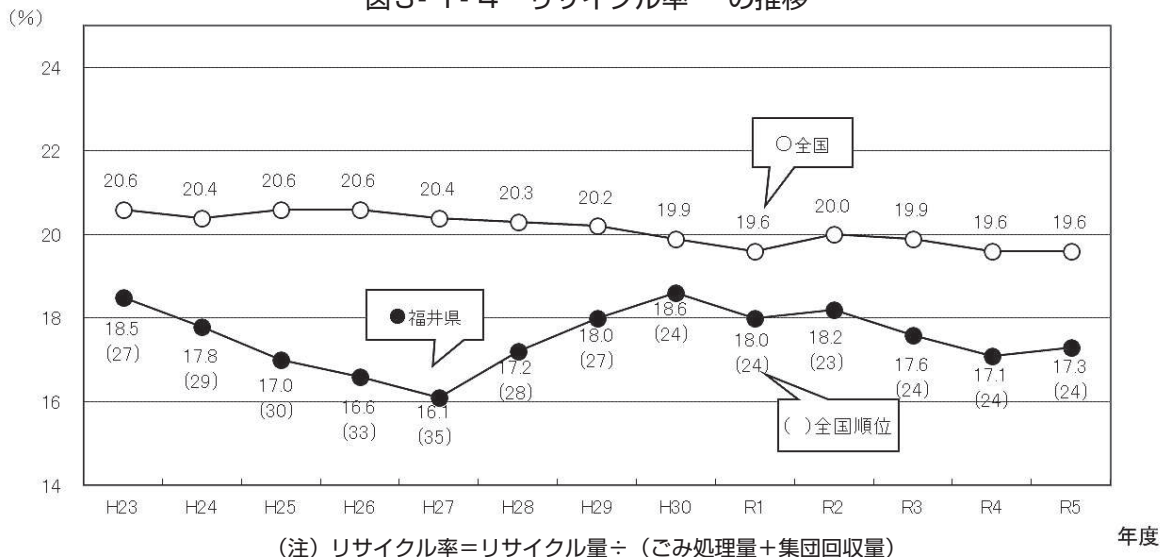
表3-1-3 リサイクル量の推移

(単位:千t)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資 源 化 量	33	32	31	29	28	26	25	25	25	25	24	22	21
集 団 回 収 量	21	20	18	18	17	23	26	28	27	26	24	24	23
リ サ イ ク ル 量	54	52	49	47	45	49	51	53	52	51	48	46	44

循環型社会の推進

図3-1-4 リサイクル率(注)の推移



\*2中間処理:埋立て等の最終処分に対して、焼却や破碎等を中間処理といいます。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### ④ 廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

令和7年4月現在、ごみ焼却施設は7施設設置されており、処理能力は1,033 t / 日となっています。

また、一般廃棄物最終処分場は10施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

### (2) ごみ減量化・リサイクルへの取り組み

#### ① 行動指針および推進体制【循環社会推進課】

県では、「福井県廃棄物処理計画」、またこの計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」に基づき、「おいしいふくい食べきり運動」などによる食品ロス削減や紙資源の分別強化、プラスチックの使用削減などにより、廃棄物の減量化やリサイクルを推進しています。令和3年3月に策定した廃棄物処理計画では、令和7年度の目標値を次表のとおり設定しています。

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に推進するためには、県民全体で推進していくという機運づくりが重要であり、そのため、消費者団体や、

事業者等と協力し啓発活動等を展開します。

また、一般廃棄物の排出状況や処理体制等は各市町によって異なることから、市町間での共有化を図るための情報を提供したり、全県的な運動を主体的に展開したりします。

産業廃棄物については、各業界団体や一般社団法人福井県産業資源循環協会と意見交換を行うなど協力体制を強化します。

表3-1-5 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

目標値	指 標	平成30年度	令和7年度
		現 状	目標値（予測値）
	一人一日当たりごみ排出量	903 g	858 g (922 g)
	一般廃棄物のリサイクル率	18.6%	21.0% (20.8%)
	産業廃棄物排出量	2,943 千 t	2,943 千 t (3,046 千 t)
	産業廃棄物の再生利用率	43.9%	44.6% (43.8%)

#### ② ごみの減量化・リサイクルの推進【循環社会推進課】

##### A ごみの分別強化、紙資源のリサイクル

一般廃棄物の減量化推進のため、平成28年度から、県、市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」を開催し、県と市町が一丸となってごみ減量化および分別徹底によるリサイクルを推進しています。

実務担当者で構成する「ごみ減量化推進部会」においては、課題解決のための効果的な施策の検討や情報共有を行っており、令和7年度は、リチウムイオン電池やリチウムイオン電池内蔵小型家電製品の処理体制等について市町の対応状況の共有などを行いました。

また、県民に向けては「やってみよう！いざ！ごみ減量チャレンジ」と銘打ち、食品廃棄物を減らすための「3きり」、雑がみやプラスチック類の「分別」について、マスメディアを活用し広く啓発してきたほか、家族での実践を促す「家族で1週間-300 gチャレンジ」を実施し、多くの方に「3きり」と「分別」に取り組んでいただきました。取り組まれた方からは、「家族で取り組むきっかけになった」「今後も継続したい」などの感想をいただきました。

イ リペア・リユース推進事業

修理ボランティアの養成や修理事業者の利用促進を通じて、「ものを大切に作る」意識の醸成を図るため、おもちゃや洋服・ぬいぐるみを修理するボランティアの養成講座やリユースイベントの開催、修理事業者「まちの修理屋さん」の利用促進を行っています。

県では、おもちゃの修理ボランティア「おもちゃドクター」を養成するため、平成23年度より、おもちゃの修理技術等を学ぶ養成講座を開催しています。

令和元年度からは洋服やぬいぐるみを補修するボランティア「洋服・ぬいぐるみお直し隊」の養成に取り組んでおり、今後ボランティア団体として活動していけるよう支援しています。

令和7年度には、ハピテラスおよびAOSSAで開

催した「ふるさと環境フェア2025」において、古本市やおもちゃ病院によるおもちゃの無料修理などを実施しました。



ふるさと環境フェア2025での古本市

分野別施策の実施状況

③ 容器包装廃棄物、家電製品、自動車のリサイクル推進体制の確立

【循環社会推進課】

ア 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでの缶、びん、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装およびダンボールが同法の対象となりました。

平成18年12月には容器包装リサイクル法が一部改正され、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

県では、令和7年度に「第11期福井県分別収集促進計画<sup>\*1</sup>」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図る等の取組みを進めています。

表3-1-6 容器包装廃棄物の分別収集取組状況（令和7年4月1日現在）

区 分		取組市町数 (令和6年度)	令和7年度
びん類	無 色	全市町	全市町
	茶 色	全市町	全市町
	その他の色	全市町	全市町
缶類	スチール缶	全市町	全市町
	アルミ缶	全市町	全市町
プラスチック類	ペットボトル	全市町	全市町
	プラスチック製容器包装	13	13
紙類	飲料用紙パック	16	16
	段ボール	全市町	全市町
	その他の紙製容器包装	全市町	全市町

循環型社会の推進

<sup>\*1</sup> 福井県分別収集促進計画：各市町が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、県全体の容器包装廃棄物の発生見込量および容器包装廃棄物の分別収集の促進等について定めるもの。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### イ 家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引取義務を、製造業者等（家電メーカー、家電輸入業者）に再商品化等（リサイクル）の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機およびエアコンの4品目が対象になっています。

県では、消費者（排出者）、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

### ウ パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者（パソコンメーカー等）が自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

### エ 小型家電リサイクル法

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、家庭の電気や電池で動く小型家電（携帯電話、デジカメ、ドライヤー、ゲーム機など）を市町が回収し、国の認定を受けたりサイクル事業者等が再資源化する「小型家電リサイクル制度」が始まりました。これまで使用済小型家電は、市町において廃棄物として処分され、その中に含まれる有用な金属が十分に回収されていませんでしたが、この制度のスタートにより、使用済小型家電の回収や再資源化が進められることとなりました。

### オ 自動車リサイクル

年間約256万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

しかし、産業廃棄物処分場の逼迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正処理の懸念がもたれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成14年7月に制定されました。平成17年1月からリサイクル料金の預託や電子マネーによる移動報告が開始されるなど、本格施行されています（解体業等の許可制度は平成16年7月から先行施行）。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバック類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適正処理が行われ、これらに必要な費用を自動車の所有者が負担することとされました。令和6年度に本県において引取業者に引き渡された使用済自動車は、約1万2千台あり、この使用済自動車はフロン類回収業者、解体業者および破砕業者等に引き渡されました。

今後とも、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進するため、関係事業者に対する監視指導を適切に行っていきます。

表3-1-7 自動車リサイクル法関連事業者の種別  
(令和7年3月末現在)

業種	事業内容	事業者数
引取業	使用済自動車の引取りを行う登録業者	172件
フロン類回収業	カーエアコンからフロン類を回収する登録業者	62件
解体業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行う許可業者 (基準に従って解体を行った場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。)	20件
破砕業	解体された使用済自動車を破砕するため、プレス・せん断など破砕前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破砕する許可業者	8件

※事業者数は福井県で登録・許可を受けている業者数であり、福井市で登録・許可を受けている事業者数は含みません。  
(福井市は平成31年4月1日に中核市に移行)

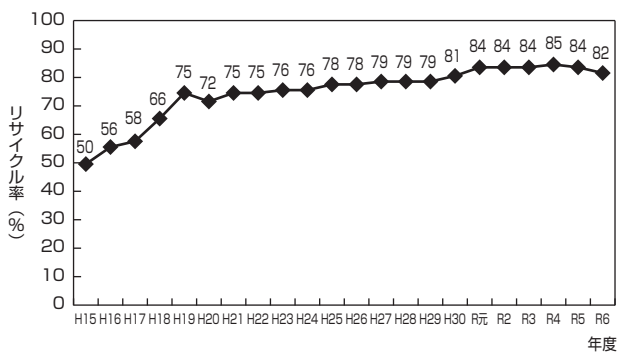
④ 下水汚泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しており、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では9市8町1事務組合で下水道による汚水処理を行っており、令和6年度に発生した下水汚泥約35,700 tのうち82%をセメント原料、肥料、建設資材などに有効利用しています。

今後も下水汚泥の有効活用に積極的に取り組んでいきます。

図3-1-8 下水汚泥リサイクル率の推移

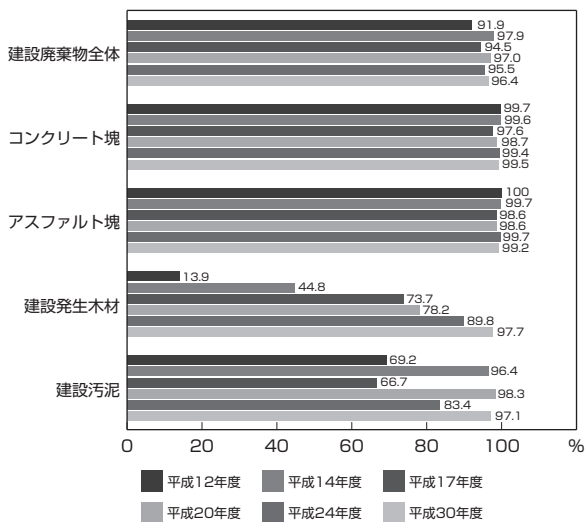


(3) 建設リサイクル【土木管理課】

① 建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は全体で9割を超えています。

図3-1-9 建設廃棄物のリサイクル率



② 法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約2割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることとなります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあとわずかとなっています。

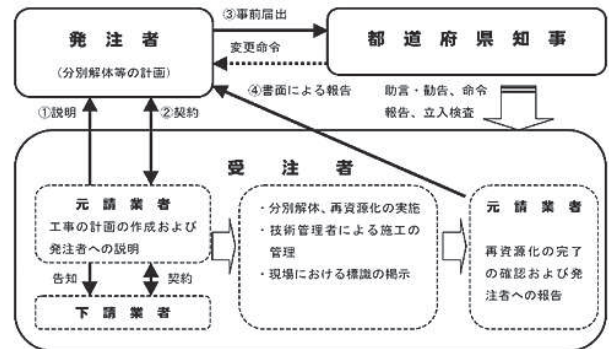
さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えることから、解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させることを目的に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が、平成14年5月30日から全面施行されました。

③ 法律の概要

この法律は、下記の3つの柱から成り立っており、発注者(施主)による工事の事前届出の他、元請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ① 分別解体・リサイクルの義務付け
- ② 分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置
- ③ 解体工事業の登録制度の創設

図3-1-10 分別解体・リサイクル実施の流れ



④ 建設リサイクルの促進

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (4) 食品リサイクル【循環社会推進課】

#### ① 食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設において焼却処理される中、池田町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO法人や民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

#### ② 食品リサイクル法

平成19年12月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が改正され、食品廃棄物の発生量が100t以上の事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。

また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じられました。

平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の「発生抑制の目標値」に関して、業種の追加を

行い、平成26年4月から26業種について発生抑制の目標値を設定し、さらに平成27年8月より5業種の目標値を追加しました。

全国における食品循環資源の再生利用等実施率(令和5年度)は、業種別に食品製造業で97%、食品卸売業で61%、食品小売業で63%、外食産業で34%となっています。

### (5) 有機性資源等の活用【流通販売課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術の普及と併せ、家畜排せつ物や籾殻、生ごみ等の有機性資源を堆肥化し、利活用する環境にやさしい農業を推進しています。

また、有機性資源の活用による土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する環境にやさしい農業に取り組む農業者の育成を図るため、グループで環境にやさしい農業に取り組む生産者の支援や、特別栽培農産物の認証制度の普及推進、生産者と消費者の相互理解の促進を図っています。

### コラム 福井県特別栽培農産物認証制度

県では、より安全・安心な農産物の生産を目指して、化学合成農薬や化学肥料の使用を極力抑えた(慣行栽培の5割以上削減)「特別栽培農産物」について、平成13年4月から独自の基準を設けて認証しています。



認証区分①



認証区分②



認証区分③



認証区分④

福井県特別栽培農産物認証制度の実績

年度	農家数(戸)	面積(ha)
H27	829	2,079
H28	858	2,223
H29	841	2,240
H30	768	2,035
R1	661	1,706
R2	606	1,603
R3	556	1,583
R4	520	1,619
R5	505	1,669
R6	488	1,775